

規制影響分析書

規制の名称	有料放送管理業務の制度化		
担当部局	総務省情報通信政策局放送政策課		
評価実施日	平成19年3月23日		
規制の内容・目的	<p>相当数の有料放送契約を代理等するいわゆるプラットフォーム業務の影響力が增大してきていることを踏まえ、視聴者保護を図るため、有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務(「有料放送管理業務」という。)を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととするとともに、関連の規制を新設する。新設の規制は、以下のとおり。</p> <p>ア 有料放送管理業務の届出(第52条の6の2第1項) イ 届出事項の変更の届出(第52条の6の2第2項) ウ 地位の承継の届出(第52条の6の3第2項) エ 業務の廃止の届出(第52条の6の4第1項) オ 法人の解散の届出(第52条の6の4第2項) カ 業務の適正運営確保措置義務(第52条の6の5) キ 業務改善命令(第52条の7第3項) ク 資料提出義務(第53条の8)</p>		
	根拠条文等:	放送法第52条の6の2第1項(改正後)等	
想定され得る選択肢	◆選択肢1:	現状維持	
	◆選択肢2:	有料放送管理業務(いわゆるプラットフォームの業務)の制度化による対応	
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	視聴者利益の保護	・有料放送の役務の提供に関する契約において、プラットフォーム事業者は視聴者にとってどのような立場にあるのか、不明確であり、視聴者保護に欠ける。	・いわゆるプラットフォーム事業者を制度上に位置づけることにより、視聴者に対する責任に係る放送事業者との分担の明確化等が図れる。
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	—	・法改正を実施するためのコストが発生する。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	—	・①届出等の手続に要するコスト及び②プラットフォーム業務についての指針を策定する等のための事務コストが発生する。
その他の負担(社会コスト)	—	—	
各選択肢間の比較	選択肢1を採用することにより、CS放送を視聴する場合、視聴者はプラットフォーム事業者を窓口として、複数の有料放送事業者と一括して契約するという形態が取られており、誰と契約しているのか、視聴者にとって分かり難い等の問題点がある。制度化により、有料放送分野におけるプラットフォーム事業者の位置づけが明確となるとともに、業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置義務により、契約締結の代理を行う際の提供条件の説明の充実等、視聴者保護が図られることとなる。		
備考	「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告」(平成18年10月6日)において、「プラットフォーム事業について、(中略)CS放送の健全な発達を図るため、自主ガイドラインを客観的に担保する仕組みとして、CSプラットフォーム事業を制度上位置づけ、所要の規律を課すことが考えられる」とされ、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」(平成18年10月19日)において、「優越的地位にあるプラットフォーム事業者については、その業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための措置を講ずることが必要であると考えられる」とされ、また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)において、「プラットフォーム事業者の制度上の位置づけを明確化すること等を検討すべきである」とされている。		